

水沢地区の空き家活用についてご意見ください！

市では、市街化調整区域内の空き家等を人口維持や観光・農業振興等の視点から活用できるように制度の検討を進めています。今年 3 月には地区内の既存集落にある空き家を「新たな定住者のための賃貸住宅」としての利用が可能となる規制緩和を行いました。

今年度は、水沢地区及び小山田地区の空き家等を対象として、「地域資源を活用した貸し店舗」としての利用が可能となる規制緩和に向けて、地区が策定する「水沢地区空き家等活用計画※¹」に基づき、許可を可能とする制度を地区住民の方々と検討しています。

つきましては、ページ下部のリンクもしくは水沢地区市民センターで縦覧する「水沢地区空き家等活用計画（素案）」をお読みいただき、下記項目を中心にお気づきの点等があれば令和 5 年 9 月 8 日までに、下記提出方法にてご提出をお願いします。

なお、書式等は問いませんので、お気軽にご意見をお寄せください。

※ 1. 「空き家等活用計画」とは、地区による空き家・空き店舗の活用に向けた取り組みを位置付けるとともに、空き家の貸し店舗等の許可対象とする用途や区域を明確にすることを目的として作成する計画です。

意見を
頂きたい
項目

4 ページの (1)
「地域資源を活用した空き家の貸し店舗利用等」を認められる業種及び対象区域
7 ページの (2) (3)
地区が設置する「空き家等活用推進委員会」の設置及び活動内容

ご意見の
提出方法

町名、お名前を明記のうえ、水沢地区市民センターに備え付けの「意見提出箱」にお入れいただくか、下記まで電子メールでご提出ください。
電話での対応は行っておりませんので、ご注意ください。
水沢地区市民センター E-mail : suizawa-c@city.yokkaichi.mie.jp



【問合せ先】都市計画課 ☎ 354-8214